

飼育動物診療施設における 麻薬管理マニュアル

～獣医師が麻薬(ケタミン)を取り扱うために～

大分県福祉保健部薬務室

令和8年6月

飼育動物診療施設の麻薬取扱いに係る手続き等概念図

図中（p ）は、マニュアルの様式掲載ページ

○ 新たに麻薬施用者となる

麻薬施用者免許申請 (p12, 13)

（注）麻薬診療施設（飼育動物診療施設）に2人以上麻薬施用者がいる場合は、別途麻薬管理者免許の取得（1人）が必要です。

○ 麻薬の適正な取扱い

- ・ 県内卸売業者から麻薬の譲受（開設者）（p22）
- ・ 保管管理（管理者）
- ・ 患畜への麻薬の施用（施用者）
- ・ 診療簿への記載（施用者）
- ・ 受払帳簿への記載（管理者）
- ・ 年間報告（管理者）（p23）

※（管理者）と記載のある項目は麻薬施用者を2人以上有する施設の場合は別途免許を受けた麻薬管理者が、施用者1人の場合は施用者が管理する。

○ 麻薬事故（管理者）

- ・ 盗難、紛失等
- ・ 飛散、流失等

麻薬事故届 (p21)

（発生後速やかに提出）

○ 麻薬の廃棄（開設者）

- ・ 不要、陳旧化
- ・ 麻薬の汚染、破損

麻薬廃棄届 (p20)

（あらかじめ提出し、麻薬取締職員等の立会のもとで麻薬を廃棄）

○ 免許の紛失、き損

免許証再交付申請 (p16)

（判明後15日以内）

○ 免許証記載事項の変更

- ・ 施用者の住所、氏名
- ・ 従事する施設を転勤（県内）
- ・ 従事する施設の名称、所在地

記載事項変更届 (p15)

（変更後15日以内）

○ 免許の継続を希望

麻薬施用者免許申請 (p12, 13)

（有効期間満了2ヶ月前）
（注）麻薬管理者も同じ

○ 免許有効期間の満了

免許証返納届 (p14)

（有効期間満了後15日以内）

○ 免許期間中の業務廃止

- ・ 麻薬取扱の廃止等

業務廃止届 (p17)

（廃止後15日以内）

従事する診療施設に麻薬施用者がいなくなる場合には、別途残余麻薬届 (p18) と残余麻薬譲渡届 (p19) 又は麻薬廃棄届 (p20) が必要

○ 免許取消処分

免許証返納届 (p14)

（満了後15日以内）

従事する業務所に麻薬施用者がいなくなる場合には、別途残余麻薬届 (p18) と残余麻薬譲渡届 (p19) 又は麻薬廃棄届 (p20) が必要

目 次

第 1 . 免 許	1 ～ 4
1 麻薬施用者	
(1) 免許申請 (法第 3 条)	
(2) 免許の有効期間 (法第 5 条)	
(3) 業務廃止届 (法第 7 条・法第 3 6 条)	
(4) 免許証の返納 (法第 8 条)	
(5) 免許証の記載事項の変更届 (法第 9 条)	
(6) 免許証の再交付 (法第 1 0 条)	
2 麻薬管理者	
(1) 免許申請 (法第 3 条)	
(2) 免許の有効期間 (法第 5 条)	
(3) 業務廃止届 (法第 7 条・法第 3 6 条)	
(4) 免許証の返納 (法第 8 条)	
(5) 免許証の記載事項の変更届 (法第 9 条)	
(6) 免許証の再交付 (法第 1 0 条)	
第 2 . 譲受け・譲渡し	4 ～ 6
1 譲受け (法第 2 6 条・法第 3 2 条)	
2 譲渡し (法第 2 4 条)	
3 業務廃止に伴う譲渡し等 (法第 3 6 条)	
第 3 . 麻薬の管理、保管 (法第 3 3 条・法第 3 4 条)	6 ～ 7
第 4 . 施用等 (法第 2 7 条・法第 3 2 条)	7
第 5 . 記録	8 ～ 10
1 診療簿の記録 (法第 4 1 条)	
2 帳簿の記載 (法第 3 9 条)	
3 帳簿の引渡し (法第 3 9 条)	
第 6 . 麻薬の廃棄	10
(1) 陳旧麻薬等の廃棄 (法第 2 9 条)	
(2) 麻薬注射剤の施用残液の廃棄 (施用に伴う消耗)	
第 7 . 麻薬の事故届 (法第 3 5 条)	10
第 8 . 年間報告 (法第 4 8 条)	11
〔各種様式〕	
1 . 麻薬取扱者免許申請書及び診断書様式例	12～13
2 . 麻薬取扱者免許証返納届	14
3 . 麻薬取扱者免許証記載事項変更届	15
4 . 麻薬取扱者免許証再交付申請書	16
5 . 麻薬取扱者業務廃止届	17
6 . 残余麻薬届	18
7 . 残余麻薬譲渡届	19
8 . 麻薬廃棄届	20
9 . 麻薬事故届	21

10. 麻薬譲受証	22
11. 麻薬年間届	23

第1. 免許

1 麻薬施用者

麻薬診療施設（飼育動物診療施設）における麻薬施用者とは、大分県知事（以下、「知事」という。）の免許を受けて、患畜の疾病治療の目的で、業務上麻薬を施用する者をいいます。

(1) 免許申請（法第3条）

- ①麻薬施用者の免許申請は、「免許申請書」（別記第1号様式P12）を、麻薬の施用に従事する診療施設の所在地の保健所・保健部（大分市内においては大分市保健所）（以下、「保健所・保健部」という。）に提出して下さい。
- ②麻薬施用者は、飼育動物診療施設の場合、獣医師に限定されていますので、申請の際には、免許証の写しを添付して下さい。
- ③免許申請書には、心身の障害があっても麻薬施用者の業務を適正に行うことができ、麻薬中毒者（麻薬、あへん又は大麻の慢性中毒者）又は覚醒剤中毒者でないことを証明する医師の診断書の添付が必要です。（P13）
- ④麻薬施用者の免許申請時に、手数料が必要です。
- ⑤県内の二カ所以上の診療施設において麻薬の診療に従事する場合には、主に麻薬の診療に従事する診療施設を「麻薬業務所」として、その他の診療に従事する診療施設を「従として診療に従事する麻薬診療施設」として申請する必要があります。しかし、「従として診療に従事する麻薬診療施設」には麻薬管理者が置かれていなければなりませんので、注意して下さい。
また、都道府県を異にする二カ所以上の診療施設において麻薬の診療に従事するためには、各々の都道府県において麻薬施用者の免許を必要とします。
- ⑥その他、免許申請時に必要な事項についての詳細は、大分県福祉保健部薬務室又は最寄りの保健所・保健部にお尋ね下さい。

(2) 免許の有効期間（法第5条）

麻薬施用者免許の有効期間は、免許を受けた日から翌々年の12月31日までです。
麻薬施用者の免許証を他人に譲り渡し、又は貸与することはできません。

(3) 業務廃止届（法第7条・法第36条）

麻薬施用者は、当該免許の有効期間中に当該免許に係る業務所における麻薬に関する業務を廃止（診療施設の閉鎖、退職等）したときは、15日以内に「業務廃止届」（別記第3号様式P17）を、保健所・保健部に、免許証を添えてその旨届けなければなりません。

また、麻薬施用者が、獣医師の資格を欠くに至ったときは本人が、麻薬施用者が死亡したときは相続人が上記の様式により届けなければなりません。

なお、麻薬診療施設の開設者は、その診療施設が麻薬診療施設でなくなったとき

(診療施設を閉鎖したとき又は麻薬施用者が1人もいなくなったとき)には、現に保有する麻薬の品名、数量を15日以内に、保健所・保健部に届けなければなりません。
(詳細については第2. 3「業務廃止に伴う譲渡し等」を参照)

(4) 免許証の返納(法第8条)

麻薬施用者は、その免許の有効期間が満了し、又は法第51条第1項の規定により免許を取り消されたときは、15日以内に、「免許証返納届」(別記第4号様式P14)を、保健所・保健部に、免許証を添えて提出しなければなりません。

(5) 免許証の記載事項の変更届(法第9条)

麻薬施用者は、免許証の記載事項に変更を生じたときは、15日以内に、「免許証記載事項変更届」(別記第5号様式P15)を、保健所・保健部に、免許証を添えてその旨届けなければなりません。

記載事項の変更とは、

①住所、氏名の変更

②主として又は従として診療に従事している麻薬診療施設の名称及び所在地の変更(同一都道府県内における麻薬診療施設への転勤も含まれます。)

③従として診療に従事する麻薬診療施設の追加及び削除等をいいます。

なお、麻薬診療施設の所在地が地番変更等により変わる場合は、記載事項変更届は必要ありません。

(6) 免許証の再交付(法第10条)

麻薬施用者は、免許証を棄損し、又は亡失したときは、15日以内に、「免許証再交付申請書」(別記第6号様式P16)により、その事由を記載し、かつ、棄損した場合にはその免許証を添えて、保健所・保健部に、免許証再交付申請書を提出しなければなりません。

また、免許証の再交付を受けた後、亡失した免許証を発見したときは、15日以内に保健所・保健部に、その免許証を返納しなければなりません。

なお、再交付の申請時には手数料が必要です。

2 麻薬管理者

麻薬管理者とは、知事の免許を受けて、麻薬診療施設で施用される麻薬を業務上管理する者をいいます。

二人以上の麻薬施用者が診療に従事する麻薬診療施設にあつては、免許を受けた麻薬管理者一人を置かなければなりません。この場合、麻薬施用者が麻薬管理者を兼ねてもかまいません。

(1) 免許申請(法第3条)

- ①麻薬管理者の免許申請は、麻薬施用者と同様に「免許申請書」(別記第1号様式P12)を、従事する麻薬診療施設の所在地の保健所・保健部に提出して下さい。
- ②麻薬管理者は、飼育動物診療施設の場合、通常、獣医師に限定されていますので、申請の際には、免許証の写しを添付して下さい。
- ③免許申請書には、心身の障害があっても麻薬施用者の業務を適正に行うことができ、麻薬中毒者(麻薬、あへん又は大麻の慢性中毒者)又は覚せい剤中毒者でないことを証明する医師の診断書の添付が必要です。(P13)
- ④麻薬管理者の免許申請時に、手数料が必要です。
- ⑤その他、免許申請時に、必要な事項についての詳細は、大分県福祉保健部薬務室又は最寄りの保健所・保健部にお尋ね下さい。

(2) 免許証の有効期間(法第5条)

麻薬管理者免許の有効期間は、免許を受けた日から翌々年の12月31日までです。
麻薬管理者の免許証を他人に譲り渡し、又は貸与することはできません。

(3) 業務廃止届(法第7条・法第36条)

麻薬管理者は、当該免許の有効期間中に当該免許に係る業務所における麻薬に関する業務を廃止(転勤、退職等)したときは、15日以内に「業務廃止届」(別記第3号様式P17)を、保健所・保健部に、免許証を添えて提出しなければなりません。

また、麻薬管理者が、獣医師の資格を欠くに至ったときは本人が、麻薬管理者が死亡したときは相続人が上記の様式により届けなければなりません。この場合、麻薬診療施設では、新たな麻薬管理者の免許を速やかに取得して下さい。

なお、麻薬診療施設の開設者は、その診療施設が麻薬診療施設でなくなったときには、現に保有する麻薬の品名、数量を15日以内に、保健所・保健部に届けなければなりません。(詳細については第2.3「業務廃止に伴う譲渡し等」を参照)

(4) 免許証の返納(法第8条)

麻薬管理者は、その免許の有効期間が満了し、又は法第51条第1項の規定により免許を取り消されたときは、15日以内に、「免許証返納届」(別記第4号様式P14)を、保健所・保健部に、免許証を添えて提出しなければなりません。

(5) 免許証の記載事項の変更届(法第9条)

麻薬管理者は、免許証の記載事項に変更を生じたときは、15日以内に、「免許証記載事項変更届」(別記第5号様式P15)を、保健所・保健部に、免許証を添えて提出しなければなりません。

記載事項の変更とは、

- ①住所、氏名の変更
- ②従事している麻薬診療施設の名称の変更をいいます。

麻薬診療施設が個人から法人に変更になる等、麻薬診療施設の開設者の変更や所在地が変わるときは、新規に免許申請が必要となります。

なお、麻薬診療施設の所在地が、地番変更により変わる場合は、記載事項変更届は必要ありません。

(6) 免許証の再交付(法第10条)

麻薬管理者は、免許証を棄損し、又は亡失したときは、15日以内に、「免許証再交付申請書」(別記第6号様式P16)により、その事由を記載し、かつ、棄損した場合にはその免許証を添えて、保健所・保健部に、免許証再交付申請書を提出しなければなりません。

また、免許証の再交付を受けた後、亡失した免許証を発見したときは、15日以内に保健所・保健部に、その免許証を届けなければなりません。

なお、再交付の申請時に、手数料が必要です。

第2. 譲受け・譲渡し

1 譲受け(法第26条・法第32条)

麻薬診療施設とは、麻薬施用者が診療に従事している飼育動物診療施設をいい、その開設者でなければ麻薬を譲り受けることはできません。

また、麻薬診療施設における麻薬の譲受けは、県内の麻薬卸売業者からの譲受けの場合のほか、次の場合に限られます。麻薬診療施設の開設者等から麻薬を譲り受けることはできません。

- (1) 法第24条第11項の規定により、厚生労働大臣より許可を受けて麻薬を譲り受けるとき。
- (2) 法第36条第2項(免許が失効した場合等の措置)の規定により、免許が失効した麻薬営業者又は麻薬診療施設若しくは麻薬研究施設から、これらの者の届出事由が生じた日から50日以内に麻薬を譲り受けるとき。

なお、県内麻薬卸売業者より麻薬を譲り受ける場合〔(2)の場合を除く〕には、譲渡証及び譲受証の交換が必要です。

麻薬を譲り受けるにあたり、次の事項に注意しなければなりません。

- (1) 「麻薬譲受証」(別記第16号様式P22)に譲り受けようとする麻薬の品名・数量・麻薬管理者(麻薬管理者のいない施設にあっては、麻薬施用者)の免許番号・氏名等必要事項を記載し、押印して下さい。(譲受人が法人の場合には、麻薬診療施設の長の職名・氏名・押印によっても差し支えありません。)

なお、余白部分には、斜線を引くか又は以下余白と記載して下さい。

- (2) 麻薬を譲り受ける場合には、麻薬診療施設の開設者は麻薬譲受証を麻薬卸売業

者に渡し、麻薬卸売業者は麻薬譲渡証を麻薬診療施設の開設者に渡し、相互に交換しなければなりません。

麻薬譲受証をあらかじめ麻薬卸売業者に交付するか、あるいは同時交換でなければ麻薬を受け取ることはできませんので十分注意して下さい。

麻薬譲受証をあらかじめ郵送する場合は、紛失しても郵送の事実を立証することのできる書留郵便にすることが望まれます。

- (3) 麻薬卸売業者から麻薬を受け取る場合は、麻薬卸売業者の立会いのもとに、

①麻薬譲渡証の記載事項及び押印等に不備はないか。

②麻薬譲渡証の品名、数量、製品番号と現品が相違しないか。

数量の確認は必ずしも開封して行う必要はありません。実際に使用する段階で開封した時には数量を確認し、不足、破損等を発見した場合は、麻薬管理者（麻薬管理者のいない麻薬診療施設においては、麻薬施用者）が事故届を提出して下さい。

③麻薬の容器に証紙による封かんがなされているか。

を確認して下さい。

両者立会いで破損等を発見した場合は、麻薬診療施設が麻薬譲渡証を返し、麻薬卸売業者から麻薬譲受証の返納を受け、譲渡の対象となった麻薬を麻薬卸売業者が持ち帰ることになります。そして、麻薬卸売業者が「麻薬事故届」を提出することになります。

郵送等により、両者の立会いなしに麻薬を譲り受けた後に破損等を発見した場合は、麻薬管理者（麻薬管理者のいない麻薬診療施設においては、麻薬施用者）が「麻薬事故届」を提出することになります。

- (4) 麻薬譲渡証の保存は2年間です。麻薬譲渡証を万一紛失又は棄損した場合は、理由書等（き損した場合は、麻薬譲渡証を添付）を取引のあった麻薬卸売業者に提出し、再交付を受けて下さい。

なお、紛失した麻薬譲受証を発見したときは、速やかに麻薬卸売業者に返納して下さい。

- (5) 麻薬卸売業者の業務所に直接出向いて麻薬を購入することは、事故等を生じ易いので極力避けて下さい。

2 譲渡し（法第24条）

麻薬施用者が麻薬を施用する場合を除き、麻薬診療施設の開設者が、麻薬を譲り渡す場合は、その都度厚生労働大臣の許可を受けなければなりません。

麻薬診療施設の開設者等に麻薬を譲り渡すことはできません。

同一開設者が開設する麻薬診療施設間において受渡しをする場合でも、厚生労働大臣の許可が必要です。厚生労働大臣の許可を受けて麻薬を譲り渡す場合には、麻薬譲渡許可申請書を九州厚生局麻薬取締部を経由して厚生労働大臣に提出して下さい。

3 業務廃止に伴う譲渡し等(法第36条)

(1) 届出

麻薬診療施設の開設者は、その診療施設が麻薬診療施設でなくなった場合（例えば、診療施設を廃止又は移転したり、麻薬施用者が一人もいなくなった場合等）は、「残余麻薬届」(別記様式P18)により現に所有する麻薬の品名、数量を15日以内に診療施設の所在地の保健所・保健部に提出しなければなりません。

なお、麻薬診療施設の開設者が死亡した場合にも、相続人等の届出義務者が同様に届けなければなりません。

(2) 譲渡し

麻薬診療施設でなくなったときは、所有する麻薬を麻薬診療施設でなくなった日から50日以内に限り、厚生労働大臣の許可を受けることなく、大分県内の麻薬営業業者（麻薬卸売業者等）、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者に譲渡することができます。

ただし、次の事項を譲り渡した日から15日以内に「残余麻薬譲渡届」(別記様式P19)により、保健所・保健部に届けなければなりません。

- ①譲り渡した麻薬の品名、数量
- ②譲渡年月日
- ③譲受人の氏名（又は名称）、住所

なお、麻薬が古い場合、又は譲渡できない場合は、50日以内に保健所・保健部に届け出て麻薬取締職員等の立会いのもとに廃棄することになります。

(第6 麻薬の廃棄の項を参照)

第3. 麻薬の管理、保管(法第33条・法第34条)

(1) 麻薬診療施設において、施用する麻薬は、麻薬管理者（麻薬管理者のいない施設にあっては麻薬施用者）が管理（受払、保管、廃棄等）しなければなりません。

(2) 麻薬診療施設で管理する麻薬は、麻薬診療施設内に設けた鍵をかけた堅固な設備内に保管しなければなりません。

なお、「鍵をかけた堅固な設備」とは、麻薬専用の固定した金庫又は容易に移動できない金庫（重量金庫）で、施錠設備（ダイヤル式が望ましい）のあるものをいいます。（スチール製のロッカー、事務機の引き出し等は麻薬の保管庫とはなりません。）

(3) 麻薬保管庫の設置場所は、盗難防止を考慮し、麻薬診療施設内の人目に付かず、関係者以外の出入りがない場所を選ぶことが望まれます。

(4) 麻薬保管庫内には、その他の医薬品、現金及び書類等を一緒に入れることはできません。

(5) 麻薬保管庫は、出し入れの時以外は必ず施錠し、鍵を麻薬保管庫につけたままにしないで下さい。

- (6) 麻薬施用者が往診用として麻薬を所持する場合は、その都度必要最小限の麻薬を持ち出すこととし、施用しないで持ち帰った麻薬は、直ちに麻薬保管庫に戻し、常時往診鞆に麻薬を入れておかなくて下さい。居宅内に保管することはできません。
- (7) 定期的に帳簿残高と在庫現品とを照合し、在庫の確認を行って下さい。

第4. 施用等(法第27条・法第33条)

- (1) 麻薬施用者でなければ、麻薬を施用することはできません。
(第1 免許の項参照)
- (2) 疾病治療以外の目的で、麻薬を施用することはできません。
- (3) 麻薬施用者は、その診療施設で麻薬管理者が管理する麻薬以外の麻薬を施用することはできません。
- (4) 従来、病院及び診療所に対しては、保管・管理面、衛生面等の理由から、アンプル入り麻薬注射剤を分割して複数の患畜に施用することを避けるとともに、同一患畜であっても手術等で連続して施用する場合以外は麻薬注射剤を分割して施用することは避け、残液は麻薬管理者に返納するよう、行政指導しているところです。

一方で、ケタミンについては、大容量のバイアル製剤が流通していますが、バイアル製剤については、錠剤又はアンプルと異なり、同一バイアルに入れられたケタミンを複数の患畜に施用することもあると考えます。

よって、麻薬の保管・管理面、衛生面等に問題がなければ、複数の患畜に施用しても差し支えないこととしますが、その際には、実際に使用した数量を個体ごとに診療簿及び麻薬帳簿に記載してください。

また、1 バイアルのケタミン注射液を同一の患畜に時間をおいて数回に分けて施用する場合がありますが、その際診療簿や帳簿には、施用の都度、施用したケタミンの品名及び数量を記載してください。

第5. 記録

1 診療簿の記録(法第41条)

- (1) 麻薬施用者が麻薬を施用したときは、獣医師法に規定する診療簿に、次の事項を記載する必要があります。

- ① 患畜の種類並びにその所有者又は管理者の氏名又は名称及び住所
- ② 病名、主症状
- ③ 施用した麻薬の品名及び数量
- ④ 施用の年月日

- (2) 記載に当たっては、次の事項に注意してください。

- ① 注射剤の数量の記載については、V（バイアル）A（アンプル）単位の記載ではなく、実際に施用した数量をmL単位で記載して下さい。
- ② 麻薬を継続して施用した際には、2回目以降についても、do、前同、〃などと記載するのではなく、その都度、麻薬の品名、数量を記載して下さい。
- ③ 麻薬の品名の記載は、一般名、商品名のいずれでもよく、英文による記載でも差し支えありません。
- ④ 処方欄及び処置欄に麻薬の品名及び数量を記載し、その下に朱線を引くか、**麻**を朱書き又は押印することが望まれます。

なお処置欄への記載については、施用した麻薬の品名及び数量を記録した書面を添付しても差し支えありません。

- ⑤ 診療簿の保存期間は、獣医師法により小動物については3年間と定められています。（施用した患畜の種類により保存期間が異なりますので、獣医師法でご確認下さい。）

2 帳簿の記載(法第39条)

- (1) 麻薬管理者（麻薬管理者がいない麻薬診療施設にあっては、麻薬施用者）は麻薬診療施設に帳簿を備え付け、麻薬の受払いについて、次の事項を記載する必要があります。

- ① 当該麻薬診療施設の開設者が譲り受けた麻薬の品名、数量及びその年月日
- ② 当該麻薬診療施設の開設者が廃棄した麻薬の品名、数量及びその年月日
- ③ 当該麻薬診療施設の開設者が譲り渡した麻薬の品名、数量及びその年月日
- ④ 当該麻薬診療施設で施用した麻薬の品名、数量及びその年月日
- ⑤ 事故届を提出した場合は、届け出た麻薬の品名、数量及び事故年月日（届出年月日については備考欄に記載）

- (2) 帳簿の記載にあたっては次の事項に注意する必要があります。

- ① 帳簿は品名、剤形、濃度別に口座を設けて記載して下さい。
- ② 帳簿の形式としては、金銭出納簿形式のものが便利です。なお、脱着式（ル

ーズリーフ等)の帳簿を使用しても差し支えありません。

- ③帳簿の記載には、万年筆、サインペン、ボールペン等の字が消えないものを使用して下さい。
- ④麻薬の受け払い等をコンピューターを用いて処理し、出力された印刷物を帳簿とする場合は、この章に掲げた諸点のほか、出力された印刷物が1カ所に整理され、立入検査等の際に直ちに提示できるようにする必要があります。
- ⑤帳簿の訂正は、訂正すべき事項を二本線等により判読可能なように抹消し、その脇に正しい数字等を書いて下さい。
- ⑥帳簿の記載は、原則として、麻薬の受入れ又は払出しの都度行って下さい。

〔受入れ〕

- (i)「受入れ」の年月日は、麻薬卸売業者が作成した麻薬譲渡証に記載された年月日を記載して下さい。

なお、麻薬譲渡証と麻薬の到着年月日が相違するときにも、麻薬譲渡証の日付けを受入れ年月日とし、備考欄に到着年月日を記載して下さい。

- (ii)購入先の麻薬卸売業者の氏名又は名称及び購入した麻薬の製品番号は備考欄に記載して下さい。

〔払出し〕

- (i)麻薬を施用した患畜の種類・所有者氏名を備考欄に記載して下さい。
- (ii)麻薬廃棄届に基づき麻薬を廃棄した場合には、その麻薬の払出しの欄に廃棄した麻薬の数量を記載し、備考欄に麻薬廃棄届出年月日を記載してください。麻薬取締職員等の立会者が備考欄に署名又は記名押印を行います。
- (iii)バイアル入りのケタミンについては、施用のために一部を取り出した後の残液を廃棄する場合、「施用残」として、麻薬管理者（麻薬管理者がいない場合は麻薬施用者）が他の職員立ち会いの下で廃棄し、当該ケタミンの払い出しを記載した備考欄に廃棄した数量を記載してください。

なお、施用残のケタミン注射液は「施用に伴う消耗」と解されますので、事前に「麻薬廃棄届」を提出する必要はありません。

〔帳簿の記入例〕

ケタミンに係る帳簿の記入例については、別添の「ケタミンの取扱い（質疑応答）（2006年8月 厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課）」を参照して下さい。

3 帳簿の引渡し(法第39条)

麻薬管理者（麻薬管理者がいない麻薬診療施設にあつては、麻薬施用者）は、帳簿を使い終わったときは、帳簿を速やかに麻薬診療施設の開設者に引き渡さなければなりません。

なお、診療施設の開設者は、帳簿の引渡しを受けたときは、最終記載の日から2年間保存しなければなりません。

第6. 麻薬の廃棄

麻薬を廃棄する場合には、麻薬の品名、数量及び廃棄の方法について、保健所・保健部に「麻薬廃棄届」(別記第11号様式P20)を提出し、麻薬取締職員等の立会いのもとに廃棄しなければなりません。

なお、麻薬注射剤の施用残液は、麻薬診療施設の他の職員1名以上の立会いのもとに廃棄し、届け出る必要はありません。

1 廃棄の手続き

(1) 陳旧麻薬等の廃棄(法第29条)

古くなったり、変質、破損等により使用しない麻薬を廃棄しようとするときは、あらかじめ「麻薬廃棄届」を、麻薬診療施設の所在地を管轄する保健所・保健部に提出した後でなければ廃棄することはできません。廃棄は麻薬取締職員等の指示に従って下さい。

(2) 麻薬注射剤の施用残液の廃棄(施用に伴う消耗)

麻薬注射剤の施用残液は、保健所・保健部に提出することなく、麻薬管理者が、麻薬診療施設の他の職員1名以上の立会いのもとに放流、焼却等の方法で廃棄して下さい。

この場合、麻薬帳簿の麻薬注射剤を払出したときの備考欄に廃棄数量を記載して下さい。

第7. 麻薬の事故届(法第35条)

- 1 麻薬管理者(麻薬管理者がいない麻薬診療施設にあっては、麻薬施用者)は、管理している麻薬につき、滅失、盗取、破損、流失、所在不明その他の事故が生じたときは、速やかにその麻薬の品名及び数量その他事故の状況を明らかにするために必要な事項を「麻薬事故届」(別記第18号様式P21)に記載し、当該麻薬診療施設を管轄する保健所・保健部に届けて下さい。

2 留意事項

- (1) 麻薬を盗取された場合には、速やかに警察署にも届けて下さい。
- (2) 事故届を提出した場合には、麻薬帳簿の備考欄にその旨記載し、事故届の写しを保管しておいて下さい。

第8. 年間報告(法第48条) (別記様式P.2.3)

1 麻薬管理者（麻薬管理者がいない麻薬診療施設にあっては、麻薬施用者）は、毎年、11月30日までに、次の事項を記載し、保健所・保健部に届け出なければなりません。

- (1) 前年の10月1日に当該麻薬診療施設の開設者が所有した麻薬の品名及び数量
- (2) 前年の10月1日からその年の9月30日までの間に当該麻薬診療施設の開設者が譲り受けた麻薬及び同期間内に当該麻薬診療施設で施用した麻薬の品名及び数量
- (3) その年の9月30日に当該麻薬診療施設の開設者が所有した麻薬の品名及び数量

2 留意事項

- (1) 年間報告の記載は、同じ品名のものでも含有量が異なれば、別品目として記載して下さい。
- (2) 譲受け欄には、麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬の数量を記載して下さい。
- (3) 麻薬廃棄届により廃棄した数量及び事故のあった数量を備考欄に記載して下さい。
- (4) 麻薬診療施設において所有する麻薬で、1年間使用しなかった麻薬についても報告して下さい。また、1年間麻薬を所有又は使用しなかった診療施設についてもその旨を報告して下さい。

麻薬 者免許申請書

麻薬業務所		所在地	大分県		
		名称			
麻薬施用者又は麻薬研究者にあつては、従として診療又は研究に従事する麻薬診療施設又は麻薬研究施設		所在地	大分県		
		名称			
許可又は免許の番号		第	号	許可又は免許の年月日	年 月 日
申請者（役員を含む。） （法人にあつては、その業務を行う者の欠格条項）	(1)	法第51条第1項の規定により免許を取り消されたこと。			
	(2)	罰金以上の刑に処せられたこと。			
	(3)	医事又は薬事に関する法令又はこれに基づく処分に違反したこと。			
	(4)	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員であつたこと。			
	(5)	(4)に規定する者に事業活動を支配されていること。			
備考		(1)資 格	(2)診療（研究）施設開設者氏名		
上記のとおり、免許を受けたいので申請します。 年 月 日 住 所 （法人にあつては、主たる事務所の所在地） 氏 名 （法人にあつては、名称） 大分県知事 殿					

診 断 書

氏 名		性別	男 女
生年月日		年齢	
上記の者について、下記のとおり診断します。 記 1 精神障害 精神機能の障害 ☐ 明らかに該当なし ☐ 専門家による判断が必要 専門家による判断が必要な場合において診断名及び現に受けている治療の内容並びに現在の状況（できるだけ具体的に記載してください。詳細については、別紙でも可。） _____ _____ 2 麻薬中毒又は覚醒剤の中毒 ☐ なし ☐ あり			
診断年月日	年 月 日		
医 師	病院、診療所又は介護老人保健施設等の名称		
	所 在 地	TEL	
	氏 名		

*各項目の該当する欄（☐）に、チェック印（レ印）を付けてください。

＜麻薬及び向精神薬取締法に基づく申請用＞

別記第4号様式（第四条関係）

麻薬 者免許証返納届

免許証の番号		第	号	免許年月日	年	月	日
麻薬業務所	所在地						
	名称						
氏名							
免許証返納の事由 及びその年月日							
上記のとおり、免許証を返納したいので届け出ます。 年 月 日 住 所 (法人にあっては、 主たる事務所の所在地) 氏 名 (法人にあっては、名 称) 大分県知事 殿							

(注意)

用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

麻薬 者免許証記載事項変更届

免許証の番号		第 号	免許年月日	年 月 日	
変更すべき事項		麻薬業務所・住所・氏名・従たる施設			
変更前	麻薬業務所	所在地			
		名称			
	住所	法人にあっては、主たる事務所の所在地			
	氏名（法人にあっては、名称）				
	従たる施設	所在地			
		名称			
変更後	麻薬業務所	所在地			
		名称			
	住所	法人にあっては、主たる事務所の所在地			
	氏名（法人にあっては、名称）				
	従たる施設	所在地			
		名称			
変更の事由及びその年月日					
上記のとおり、免許証の記載事項に変更を生じたので免許証を添えて届け出ます。 年 月 日 住 所 （法人にあっては、主たる事務所の所在地） 氏 名 （法人にあっては、名称） 大分県知事 殿					

（注意）

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 変更前の欄及び変更後の欄には、該当する事項についてのみ記載すること。

者免許証再交付申請書

(12, 37)

麻 薬 者 業 務（研究） 廃 止 届

免 許 証 の 番 号		第 号	免 許 年 月 日 (有効期間開始 日)	年 月 日
麻薬業務所	所在地			
	名 称			
氏 名				
業務（研究）廃止の 事由及びその年月日				
上記のとおり、業務（研究）を廃止したので、免許証を添えて届け出ます。 年 月 日 住 所 （法人にあっては、 主たる事務所の所在地） 氏 名 （法人にあっては、名 称） 大分県知事 殿				

（注意）

用紙の大きさは、A 4 とすること。

残余麻薬届

年 月 日

大分県知事

殿

住 所

(法人にあっては、
主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人にあっては、名称)

麻薬及び向精神薬取締法第36条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

麻 薬 取 扱 者	免許の種類			
	免許番号			
	氏 名 (法人にあっては、名称)			
	麻薬業務所	所在地		
		名 称		
業務(研究)の廃止または 免許の失効年月日			年 月 日	
届出の理由			☐ 業務廃止 ☐ 移転 ☐ 法人化 ☐ その他 ()	
残 余 麻 薬 の 品 名	品 名		数 量	備 考
残薬の処置		☐ 麻薬営業者、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の開設者に 譲渡し、残余麻薬譲渡届を提出する予定 ☐ 麻薬廃棄届を提出し、廃棄する予定 ☐ その他 (具体的に記入すること。)		

残余麻薬譲渡届

年 月 日

大分県知事

殿

住 所

(法人にあっては、
主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人にあっては、名
称)

麻薬及び向精神薬取締法第36条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

譲 渡 者	麻 薬 取 扱 者	免許の種類			
		免許番号			
		氏 名 (法人にあっては、名称)			
		麻薬業務所	所 在 地		
			名 称		
		業務(研究)の廃止又は 免許の失効年月日		年 月 日	
		残余麻薬届出年月日		年 月 日	
譲 受 者	麻薬営業者、麻 薬診療施設の開 設者又は麻薬研 究施設の設置者	住 所 (法人にあっては、主 たる 事 務 所 の 所 在 地)			
		氏 名 (法人にあっては、名 称)			
	麻 薬 取 扱 者	免許の種類			
		免許番号			
		氏 名 (法人にあっては、名称)			
		麻薬業務所	所 在 地		
			名 称		
	譲渡年月日			年 月 日	
	品 譲 名 渡 及 した び 麻 薬 薬 量 の	品 名		数 量	備 考

別記第 1 1 号様式（第十条関係）

麻 薬 廃 棄 届

免 許 証 の 番 号	第 号	免許年月日	年 月 日
免 許 の 種 類		氏 名	
麻 薬 業務所	所在地		
	名 称		
廃 棄 しようとする 麻 薬	品 名	数 量	
廃棄の年月日	年 月 日 * 管轄保健所（保健部）と事前に協議のこと * 大分市内の麻薬業務所（薬務室対応）は事前連絡不要。		
廃 棄 の 場 所			
廃 棄 の 方 法			
廃 棄 の 理 由			
上記のとおり、麻薬を廃棄したいので届け出ます。 年 月 日 住所 （法人にあっては、 主たる事務所の所在地） 氏 名 （法人にあっては、名 称） 大分県知事 殿			

麻 薬 事 故 届

免 許 証 の 番 号	第	号	免許年月日	年 月 日
免 許 の 種 類				
麻薬業務所	所在地			
	名 称			
事故が生じた麻薬		品 名	数 量	
事 故 発 生 の 状 況 ・ 事故発生年月日 ・ 場所、関係者 ・ 事故の種類 （所在不明、破損、流出等） ・ 回収麻薬の量 ・ 事故麻薬の廃棄 （年月日、場所、立合者等） など				
上記のとおり、事故が発生したので届け出ます。 年 月 日 住 所 麻薬管理者 氏 名 大分県知事 殿				

（注意）用紙の大きさは、A4 とすること。

別記第16号様式(第十二条関係)

麻 薬 譲 受 証										年	月	日
譲 受 人 の 免 許 証 の 番 号				第	号	譲 受 人 の 免 許 の 種 類						
譲受人の氏名(法人にあつては、名称)				㊞								
譲受人が麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者の場合は、当該施設において麻薬を管理する麻薬管理者、麻薬施用者、麻薬研究者				免 許 証 の 番 号	第	号	氏 名	㊞				
麻薬業務所又は大麻草栽培者が大麻を業務上取り扱う事務所		所在地										
品 名		称										
容 量		筒 数		数		量		備 考				

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A 4 とすること。
- 2 余白には、斜線を引くこと。

屆間年葉麻

大分県知事

駿

麻薬業務所所在地
麻薬業務所名称
免許の種類
免許番号
氏名(法人にあつては、名称)

麻薬及び向精神薬取締法第47条、第48条又は第49条の規定により、次のとおり届け出ます。

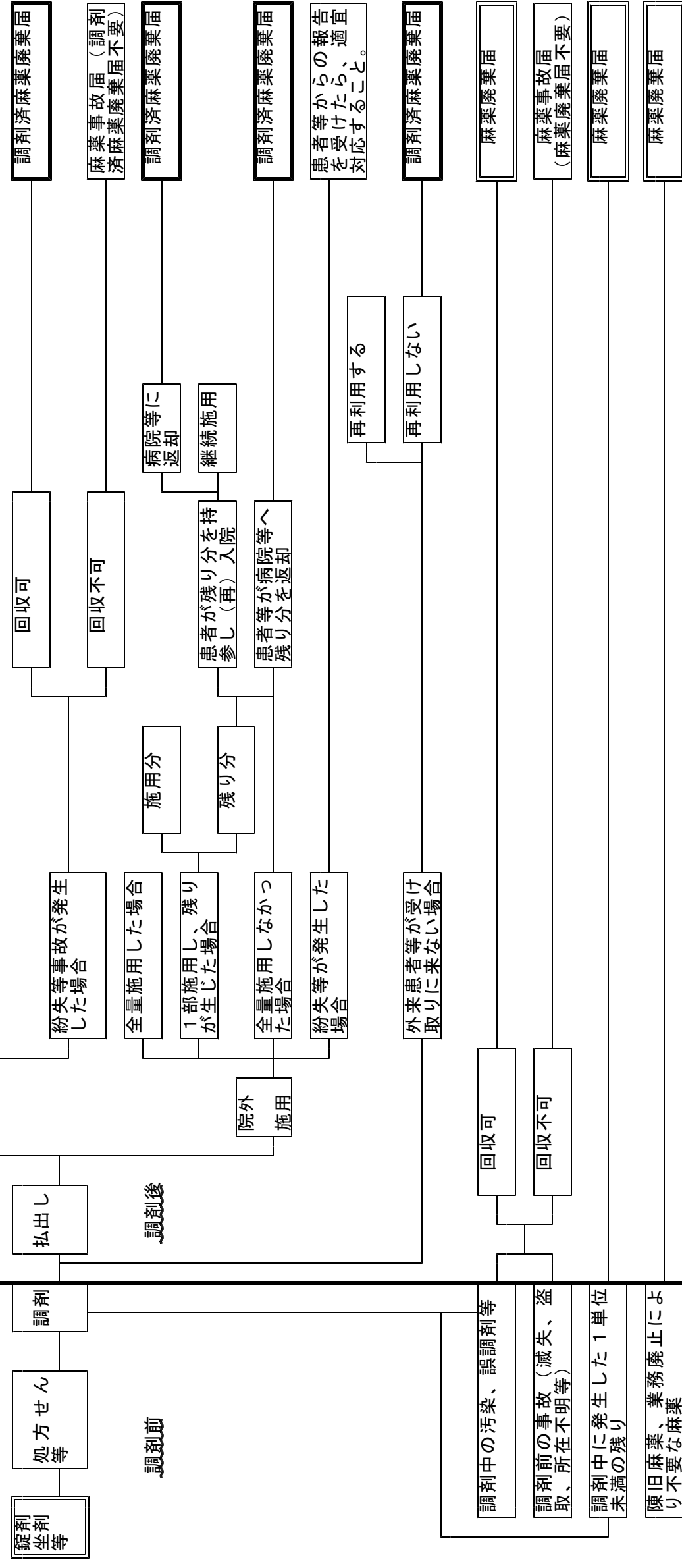
[illegible]

備考 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

(1)

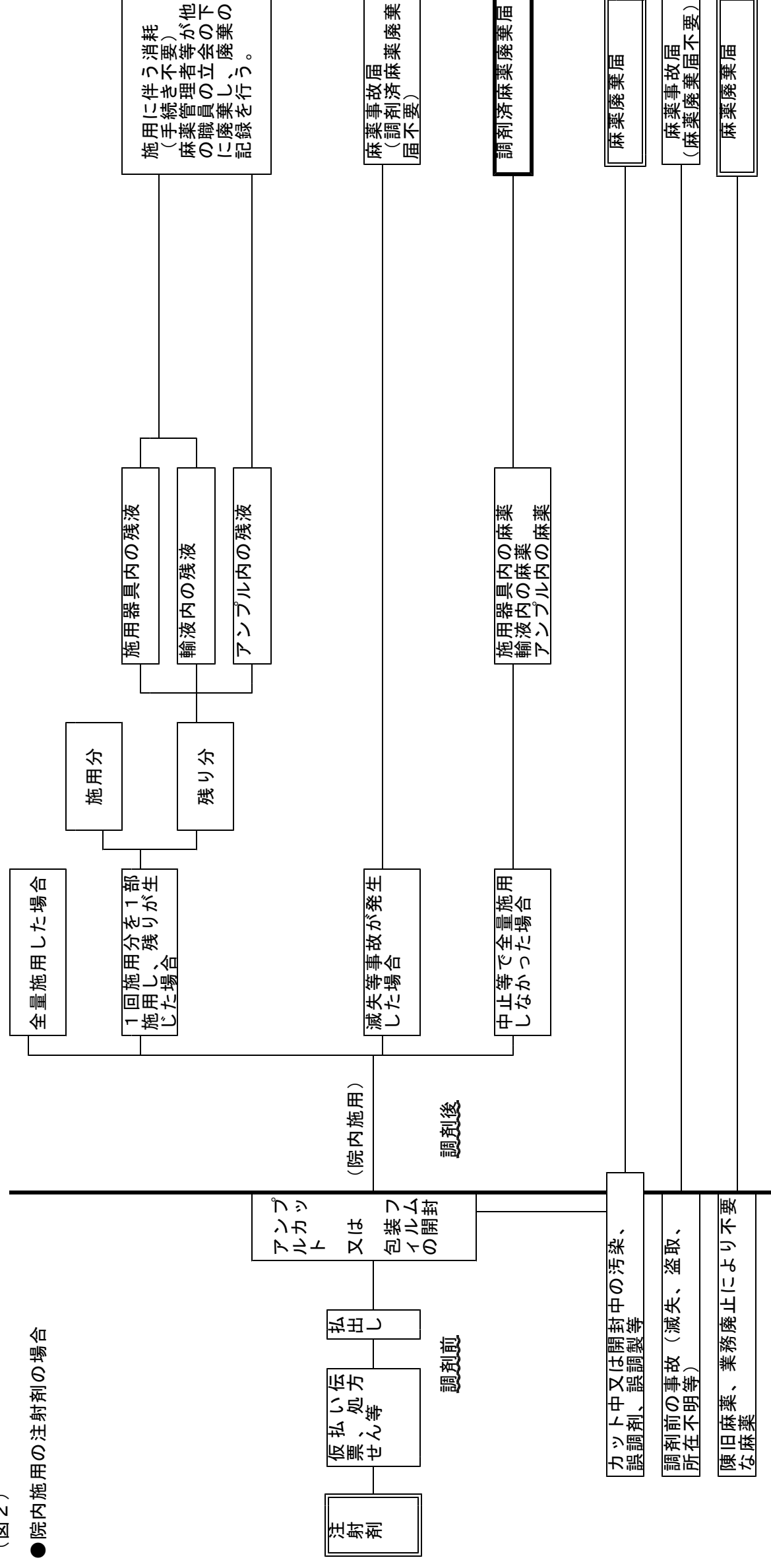
- 1単位を有するセル剤、錠剤（錠剤型の場合）の生薬抽出率

※1単位とは、1錠、1カプセル、1個（坐剤）、1包（顆粒剤）などの1回で使った1個分の個別に包装された製剤1個分を含む。）



(2) ☒ 2

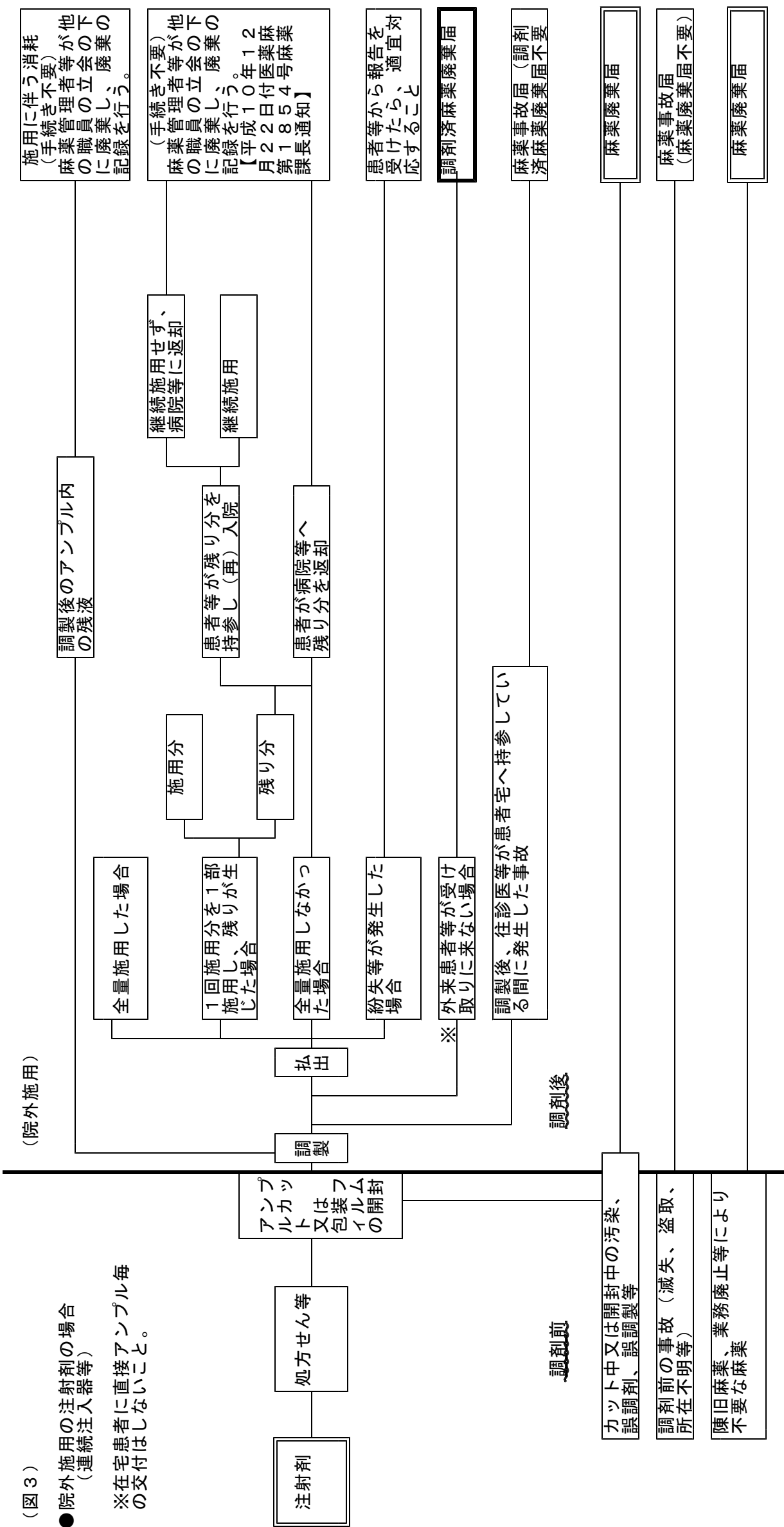
●院内施用の注射剤の場合



(図 3)

● 院外施用の注射剤の場合
(連続注入器等)

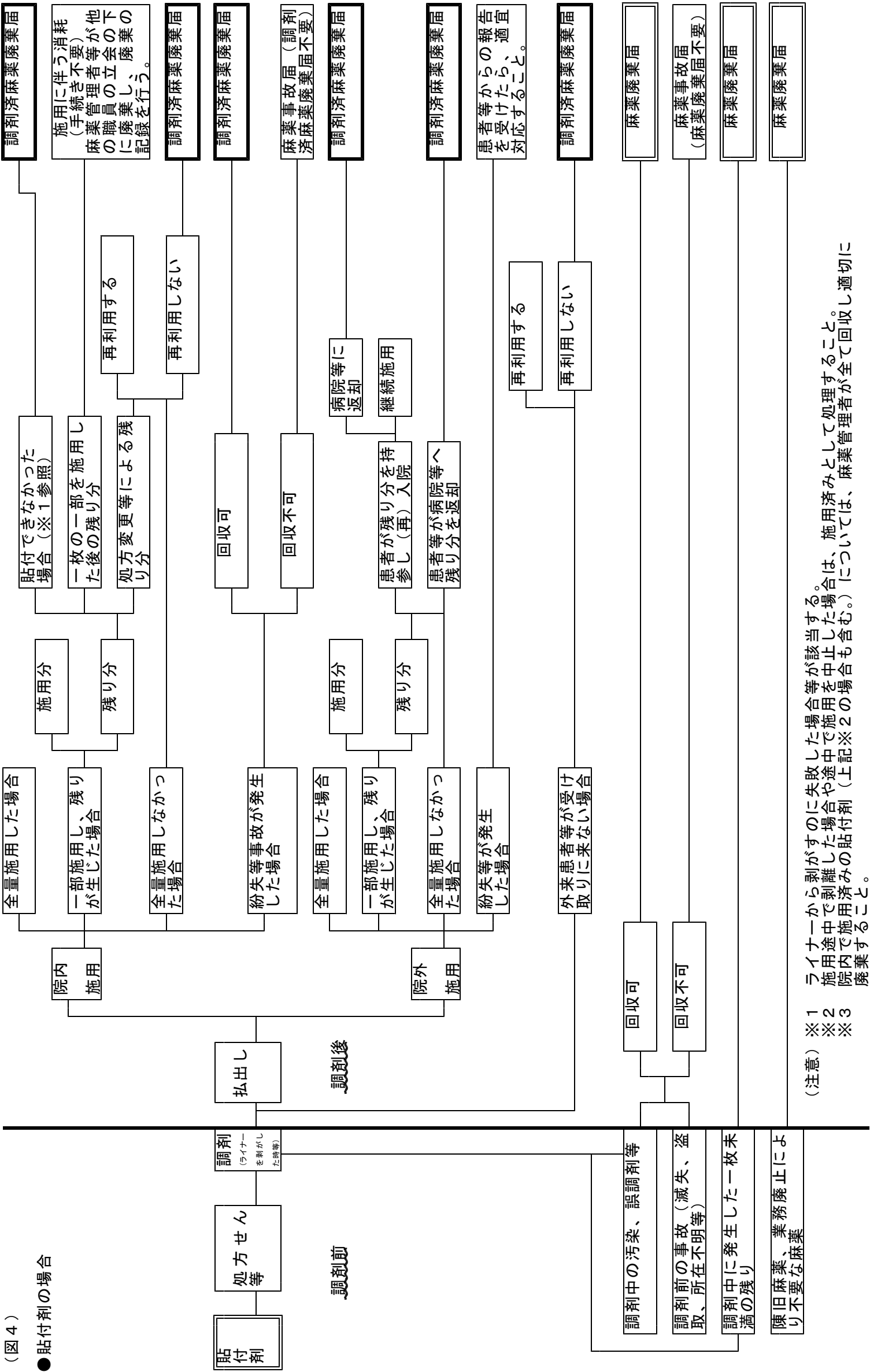
※在宅患者に直接アンプル毎
の交付はしないこと。



(注意) ※ 患者等が一旦処方せんを持参し、再度来訪する旨告げ退出した場合等が該当する。

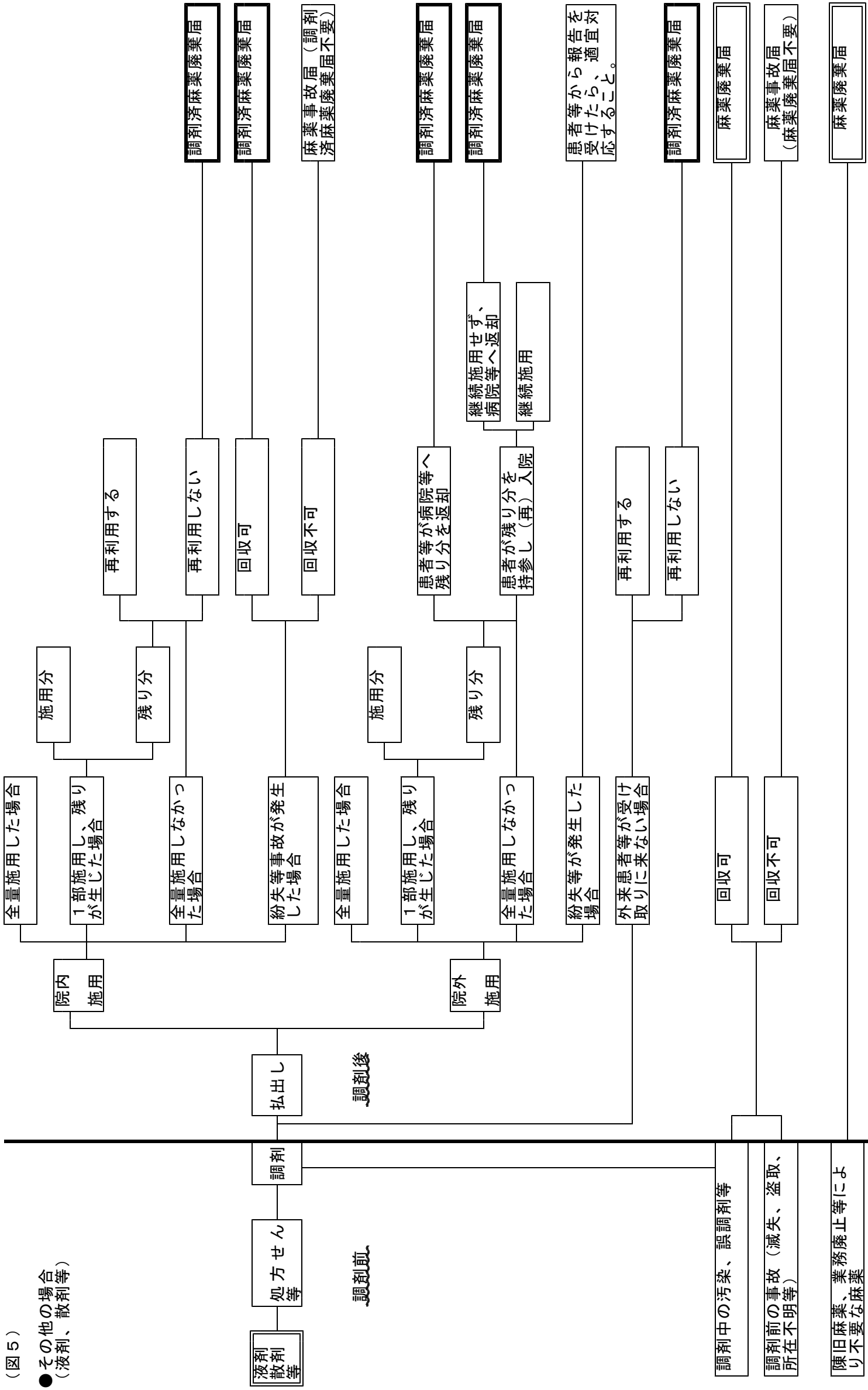
(図 4)

●貼付剤の場合



(図5)

●その他の場合
(液剤、散剤等)



(図6)

● バイアル製剤の場合

